

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 平成 28 年度常任幹事会

平成 28 年 9 月 17 日 (土)

13:00～16:00

広島大学教育学部

第 3・4 会議室

議 題

1. 協議事項

- 1) 庶務幹事, 会計幹事の承認について
- 2) 平成 27 年度事業報告 (案)
- 3) 平成 27 年度決算報告 (案)
同 監査報告
- 4) 平成 28 年度事業計画 (案)
- 5) 平成 28 年度予算 (案)
- 6) 平成 28 年度支部賞について
- 7) 支部役員の継続就任に関する規約の改正について
- 8) 理事候補者選出方法に関する申し合わせの改正について
- 9) 支部常任幹事の本部役職兼務に関する申し合わせの改正について
- 10) 支部役員候補者選出の年齢制限に関する申し合わせの改正について
- 11) 支部賞授賞内規の見直しについて
- 12) 学会賞・功労賞の支部推薦について
- 13) 第 63 回大会総会次第および支部賞授与式次第について
- 14) 平成 31 年度全国大会の開催場所について
- 15) 平成 31 年度以降の支部総会・研究発表会の開催県について
- 16) その他

2. 報告事項

- 1) 理事会報告
- 2) 平成 28 年度 (第 63 回) 支部総会・研究発表会の準備状況について
(愛媛県常任幹事)
- 3) 平成 29 年度 (第 64 回) 支部総会・研究発表会の開催機関について
(岡山県常任幹事)
- 4) その他

平成 28 年度常任幹事会配布資料

- 資料 1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 支部役員名簿（平成 28・29 年度）
- 資料 2 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 代議員名簿（平成 28・29 年度）
- 資料 3 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 機関幹事名簿（平成 28 年度）
- 資料 4 平成 27 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業報告（案）
- 資料 5-1 平成 27 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部収支計算書（案）
- 5-2 第 62 回支部総会・研究発表会収支報告書・監査報告書（平成 27 年度）
- 5-3 貸借対照表
- 5-4 監査報告書
- 資料 6 平成 28 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業計画（案）
- 資料 7-1 平成 28 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部収支予算書（案）
- 7-2 第 63 回支部総会・研究発表会収支予算書（平成 28 年度）（案）
- 資料 8-1 支部賞選考結果報告書
- 8-2 支部賞推薦書
- 資料 9-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部規約（案）新旧対照表
- 9-2 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部内規（案）新旧対照表
- 9-3 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ（案）新旧対照表
- 9-4 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規（案）新旧対照表
- 資料 10 平成 28 年度支部総会次第
- 資料 11 平成 28 年度支部賞授与式次第
- 資料 12-1 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部総会・研究発表会担当機関一覧表
- 12-2 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部総会・研究発表会担当県一覧表
- 12-3 支部総会・研究発表会担当県の割当方式
- 12-4 支部総会・研究発表会担当県案（平成 28 年度事務局案）
- 参考資料 歴代支部長（顧問）名簿

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 支部役員名簿(平成28・29年度)

役職名	県名	氏名	E-mail	Tel	勤務先	勤務先住所	
支部長	—	今川真治			広島大学大学院教育学研究科	〒739-8524 東広島市鏡山1丁目1-1	
常任幹事	鳥取	板倉一枝			鳥取短期大学	〒682-8555 鳥取県倉吉市福庭854	
	島根	藤居由香			島根県立大学短期大学部	〒690-0044 松江市浜乃木7-24-2	
	山口	五島淑子			山口大学教育学部	〒753-8513 山口市大字吉田1677-1	
	広島		鈴木明子			広島大学大学院教育学研究科	〒739-8524 東広島市鏡山1丁目1-1
			三木幹子			広島女学院大学	〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1
	岡山		山下美紀			ノートルダム清心女子大学	〒700-8516 岡山市北区伊福町2-16-9
			隈元美貴子			山陽学園大学	〒703-8501 岡山市平井1-14-1
	香川		松井剛太			香川大学教育学部	〒760-8522 高松市幸町1-1
	愛媛		岡本威明			愛媛大学教育学部	〒790-8577 松山市文京町3番
	高知		三浦要一			高知県立大学文化学部	〒780-8515 高知市永国寺町2-22
徳島		藤本和賀代			徳島文理大学短期大学部	〒770-8055 徳島市山城町西浜傍180	

役職名	氏名	所属	E-mail
監事	前田ひろみ	広島文化学園 短期大学	
	伊藤圭子	広島大学	

会計幹事	松原主典	広島大学	
庶務幹事	高田 宏	広島大学	

資料1
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

資料2

H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 代議員名簿（平成28・29年度）

氏 名	勤務先	県 名
	住所	
	TEL・FAX	
	E-mail	
正保 正恵	福山市立大学	広 島
	〒721-0964 福山市港町2-19-1	
	TEL 084-999-1111 FAX 084-928-1248	
	E-mail	
李 璟媛	岡山大学大学院教育学研究科	岡 山
	〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1	
	TEL・FAX 086-251-7678	
	E-mail	
金子 省子	愛媛大学教育学部	愛 媛
	〒790-8577 松山市文京町3番	
	TEL・FAX 089-927-9503	
	E-mail	
森田 美佐	高知大学教育学部	高 知
	〒780-8520 高知市曙町2丁目5番1号	
	TEL 088-844-8421	
	E-mail	
福井 典代	鳴門教育大学学校教育学部	徳 島
	〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748	
	TEL 088-687-6572 FAX 088-687-6022(代)	
	E-mail	

資料3
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 機関幹事名簿（平成28年度）

平成28年9月17日現在

	機関名	機関幹事	E-mail
1	鳥取短期大学	尾崎せい子	
2	鳥取大学医学部	上田悦子	
3	島根県立大学短期大学部	藤居由香	
4	島根大学教育学部	正岡さち	
5	宇部フロンティア大学短期大学部	櫻井菜穂子	
6	山口県立大学	園田純子	
7	山口大学教育学部	星野裕之	
	独立行政法人 水産大学校		
8	鈴峯女子短期大学	岡本洋子	
9	比治山大学健康栄養学部管理栄養学科	上村芳枝	
10	広島女学院大学	野村希代子	
11	県立広島大学	森脇弘子	
12	広島大学大学院教育学研究科	村上かおり	
13	広島文化学園短期大学	今井裕子	
14	広島国際大学	木村留美	
15	福山大学生命工学部	近藤寛子	
16	福山市立大学	正保正恵	
17	安田女子大学	鳥井葉子	
18	広島都市学園大学	田丸尚美	
19	山陽女子短期大学	松本茜	
20	岡山県立大学保健福祉学部	我如古菜月	
21	岡山大学大学院教育学研究科	李璟媛	
22	川崎医療福祉大学	長野隆男	
23	倉敷市立短期大学	佐藤希代子	
24	くらしき作陽大学食文化学部	大野婦美子	
25	山陽学園大学	隈元美貴子	
26	就実短期大学	畦五月	
27	中国学園大学・中国短期大学	加賀田江里	
28	ノートルダム清心女子大学	山下美紀	
29	美作大学・短期大学部	土海一美	
	倉敷芸術科学大学		
30	香川短期大学	次田一代	
31	香川大学教育学部	妹尾理子	
32	愛媛大学教育学部	眞鍋郁代	
33	松山東雲短期大学	大塚暢幸	
34	高知県立大学	三浦要一	
35	高知大学教育学部	森田美佐	
36	四国大学生活科学部・短期大学部	岡崎貴世	
37	徳島文理大学人間生活学部・短期大学部	藤本和賀代	
38	鳴門教育大学学校教育学部	西川和孝	

資料4

H28 年度常任幹事会
H28 年 9 月 17 日(土)

平成 27 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業報告(案)

1. 平成 28・29 年度支部長候補者選挙

常任幹事会（書面会議）	平成 27 年 6 月 5 日付
常任幹事に投票用紙発送	平成 27 年 6 月 15 日（投票締め切り 6 月 22 日）
支部長候補者選挙開票	平成 27 年 7 月 28 日

2. 平成 28・29 年度支部長，理事候補者，代議員選挙

選挙管理委員会設置	平成 27 年 6 月 4 日
代議員立候補受付	平成 27 年 6 月 10 日～17 日
常任幹事会（書面会議）	平成 27 年 6 月 25 日付
支部正会員に選挙関係書類発送	平成 27 年 7 月 4 日（投票締め切り 7 月 22 日）
選挙開票	平成 27 年 7 月 28 日

3. 常任幹事選出

各県常任幹事に次期常任幹事選出を依頼 平成 27 年 8 月 26 日

4. 常任幹事会

平成 27 年 8 月 29 日（土） 13:00～15:00 於 岡山大学教育学部 407 室（第一会議室）

5. 公開講演会（日本家政学会中国・四国支部・日本調理科学会合同公開講演会）

平成 27 年 9 月 19 日（土） 13:00～15:40 於鳥取短期大学シグナスホール大講義室
演題名：『認知症予防と生活習慣～特に食事との関連～』
講師： 浦上 克哉先生 鳥取大学医学部教授、日本認知症予防学会理事長
演題名：『日本の始りの地・山陰』
講師： 多羅尾 整治先生 古代出雲王国研究会代表

6. 機関幹事会

平成 27 年 9 月 19 日（土） 16:00～17:30 於 鳥取短期大学 B-203 教室

7. 懇親会

平成 27 年 9 月 19 日（土） 18:00～20:00 於 倉吉シティホテル

8. 研究発表会

平成 27 年 9 月 20 日（日） （9:00～ 受付開始） 10:00～12:00, 14:00～16:00
於 鳥取看護大学（鳥取短期大学構内）

9. 総会及び支部賞の授与

平成 27 年 9 月 20 日（日） 13:00～13:50 於 鳥取短期大学シグナスホール大講義室

資料5-1
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

(中国・四国支部)収支計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科目	注意点	予算	決算	備考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
基本財産運用益				
特定資産運用益	定期預金の利息分計上	0	0	
受取入会金				
受取会費				
事業収入		450,000	453,900	
会誌購読料		0	0	
大会等参加費	参加費・懇親会費	400,000	382,900	
広告料	会誌広告、展示等	0	0	
学会刊行物売上		50,000	71,000	
著者負担金	掲載料	0	0	
受取補助金	国、市区町村、民間団体からの補助金、助成金	0	75,000	倉吉市助成金(用途が決まった物)
一般寄付金		0	0	
特別寄付金	用途が決まっている寄付金	0	0	
雑収入	普通預金利息	300	455	
★本部からの繰入金収入	本部からの支部費、活動助成金、選挙用通信費	476,000	518,320	
事業活動収入計		926,300	1,047,675	
2.事業活動支出				
①事業費支出		1,143,411	978,371	
大会会場使用料	設営費、機器レンタル代等も含む	60,000	0	
大会消耗品	懇親会費、弁当代も含む	300,000	348,000	
大会印刷費	記録報告書作成費も含む	10,000	7,992	
大会通信運搬費	大会ホームページ関連費用も含む	50,000	64,404	
大会臨時雇賃金	託児サービス、アルバイト代、交通費も含む	100,000	168,300	
講演会等会場使用料	セミナー、シンポジウム等も含む	20,000	0	
講演会等講師謝金	講師への交通費も含む	33,411	38,751	
講演会等消耗品		20,000	6,766	
講演会等通信運搬費		0	0	
講演会等臨時雇賃金		0	0	
学会誌印刷費	出版物の印刷代	0	0	
学会誌通信費	出版物を送付する費用	0	0	
編集委員会費	出版物作成のための謝礼、原稿料等	0	0	
研究発表要旨集関連費用	※大会発表プログラム印刷費はこちら	100,000	72,360	
研究補助費		0	0	
表彰費	賞金、賞状作成費等	100,000	0	
関連学会費	他学会年会費等	0	0	
給料手当	事務関係のアルバイト代	0	9,130	
広報費	支部、部会のホームページ関連費用	0	0	
福利厚生費	(社会保険料)			
旅費交通費	会議の為の交通費等	200,000	87,840	
通信運搬費	切手代、電話代等	100,000	71,375	選挙関連費用(69,763円)含む
備品費	10万円以上で耐用年数1年以上の物品	0	0	
消耗品費		20,000	0	
光熱水料費	事務所がある場合のみ	0	0	
雑費		0	36,354	
総会費	※総会とは役員改選、決算書類等の議決の場	0	0	
事務委託費	(会計士、司法書士事務所への支払い等)	0	0	
租税公課	(法人税、消費税、固定資産税等)			
地代	(地主さんへの地代)			
会議費	会議での茶菓子代	30,000	66,969	
支払負担金	振込手数料	0	130	
印刷費	コピー代等	0	0	
諸謝金	大会、講演会以外での謝金	0	0	
修繕費	事務所の修繕費	0	0	
減価償却費				
リース料	コピー機リース代	0	0	
事務所管理費				
②管理費支出				
事業活動支出計		1,143,411	978,371	
事業活動収支差額		▲ 217,111	69,304	
II 投資活動収支の部				
1.投資活動収入	基金(定期預金)を取り崩した際に計上			
2.投資活動支出	※基金(定期預金)を積み立てた際に計上			
投資活動収支差額		0	0	
III 財務活動収支の部				
1.財務活動収入	立替分がある場合			
2.財務活動支出				
財務活動収支差額		0	0	
当期収支差額		▲ 217,111	69,304	
前期繰越収支差額		1,854,859	1,854,859	
次期繰越収支差額		1,637,748	1,924,163	

資料5-2

H28 年度常任幹事会
H28 年 9 月 17 日(土)第62回支部総会・研究発表会 収支報告書
(平成27年度) 於：鳥取

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
I. 収入				
1.財産運用収入	0	40	△ 40	
受取利息	0	40	△ 40	
2.参加費	75,000	105,300	△ 30,300	大会参加費内訳
正会員	75,000	90,000	△ 15,000	1,500円×60名
学生会員	0	3,300	△ 3,300	300円×11名
非会員	0	12,000	△ 12,000	2,000円×6名
3.要旨集頒布代	50,000	71,000	△ 21,000	1,000円×71冊
4.補助金収入	430,000	430,000	0	
本部補助金	430,000	430,000	0	大会補助金
支部補助金	0	0	0	
5.寄付金収入	0	75,000	△ 75,000	
一般寄付金収入	0	0	0	目的の決まっていない寄付金
特別寄付金収入	0	75,000	△ 75,000	目的の決まった寄付金(倉吉市助成金)
6.懇親会参加費	240,000	256,000	△ 16,000	8,000円×32名
7.弁当売上代金	40,000	21,600	18,400	800円×27名
8.雑収入	0	0	0	その他の収入
収入 計	835,000	958,940	△ 123,940	
II. 支出				
1.大会・研究発表会開催費	290,000	247,462	42,538	
会場費	60,000	0	60,000	
印刷代	10,000	7,992	2,008	要旨集以外の印刷代
臨時雇賃金	120,000	168,300	△ 48,300	アルバイト代
通信運搬費	80,000	64,404	15,596	大会案内等送付料他
消耗品費	20,000	6,766	13,234	事務用品等
2.研究発表要旨集代	75,000	72,360	2,640	プログラム, 要旨集印刷代
3.講演会開催費	63,411	38,751	24,660	
講師謝礼	33,411	33,411	0	講師謝礼の源泉徴収税を含む
講師交通費	10,000	5,340	4,660	
会場費	20,000	0	20,000	
4.懇親会費	240,000	286,400	△ 46,400	
5.弁当代金	40,000	61,600	△ 21,600	スタッフ分含む
6.総会費	0	0	0	
7.会議費	20,000	49,566	△ 29,566	鳥取・島根合同実行委員会交通費他
8.雑費	70,000	36,354	33,646	広報費, 業務委託料
9.予備費	36,589	166,447	△ 129,858	
支出 計	835,000	958,940	△ 123,940	

△: 予算に比して決算額の増を示す。

平成 年度収支報告書について監査した結果, 正確かつ妥当なことを認めます。

平成 28 年 3 月 31 日

監事

藤井わか子

監事

隈元美貴子

貸借対照表 (中国・四国支部)

(平成28年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
手許現金	0	0	0
普通預金()			
通常貯金(ゆうちょ銀行518)	1,924,163	1,854,859	69,304
振替口座(ゆうちょ銀行)			
流動資産合計	1,924,163	1,854,859	69,304
2. 固定資産			
支部大会基金引当預金			
定期預金()			
定額貯金(ゆうちょ銀行518)	380,000	380,000	0
固定資産合計	380,000	380,000	0
資産合計	2,304,163	2,234,859	69,304
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払い金			
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
正味財産			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	2,304,163	2,234,859	69,304
負債及び正味財産合計	2,304,163	2,234,859	69,304

監 査 報 告 書

一般社団法人 日本家政学会
会 長 牛 腸 ヒロミ 殿

私ども監事は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度の支部の重要な会議に出席するほか、事業報告を聞き、重要な書類を閲覧し、主要な調査を行い、かつ財務諸表及び収支計算書につき監査を実施した結果、次のとおり報告します。

1. 事業報告は規程に従い、支部の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 財務諸表すなわち貸借対照表は平成 27 年度期末現在の財政状態を正しく示していると認めます。
3. 収支計算書は平成 27 年度の収支の状況を適正に表示していると認めます。
4. 理事の職務遂行に関する不正の行為または定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

平成 28 年 3 月 31 日

一般社団法人 日 本 家 政 学 会
(中国・四国) 支部

監事 藤 井 わか子 

監事 隈 元 美貴子 

資料6

H28 年度常任幹事会
H28 年 9 月 17 日(土)

平成 28 年度一般社団法人日本家政学会中国・四国支部事業計画(案)

1. 常任幹事会

平成 28 年 6 月 3 日付 (書面会議)

平成 28 年 8 月 11 日付 (書面会議)

平成 28 年 9 月 17 日 (土) 13:00~16:00 於 広島大学教育学部第 3・4 会議室

2. 公開講演会 (日本家政学会中国・四国支部・日本調理科学会中国・四国支部合同公開講演会)

平成 28 年 10 月 1 日 (土) 13:00~15:50 於 愛媛大学城北キャンパス南加記念ホール

演題名: 『ミカンの皮の驚くべき健康効果~花粉症対策機能性食品の開発~』

講 師: 菅原卓也先生 愛媛大学大学院農学研究科教授

愛媛大学大学院農学研究科附属食品健康科学センター長

演題名: 『今治タオルのブランド化と地域活性』

講 師: 近藤聖司先生 四国タオル工業組合 理事長

3. 機関幹事会

平成 28 年 10 月 1 日 (土) 16:00~17:30 於 愛媛大学校友会館 2 階サロン

4. 懇親会

平成 28 年 10 月 1 日 (土) 18:30~20:30 於 道後温泉 ふなや

5. 研究発表会

平成 28 年 10 月 2 日 (日) (9:00~ 受付開始) 10:00~12:00, 14:00~16:00

於 愛媛大学城北キャンパス共通講義棟 A

6. 総会及び支部賞の授与

平成 28 年 10 月 2 日 (日) 13:00~13:50 於 愛媛大学城北キャンパス共通講義棟 A

資料7-1
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

(中国・四国支部)収支予算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科目	注意点	28年度予算	27年度予算	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用益				
特定資産運用益	定期預金の利息分計上		0	
受取入金				
受取会費				
事業収入		450,000	450,000	
会誌購読料		0	0	
大会等参加費	参加費・懇親会費	400,000	400,000	
広告料	会誌広告、展示等	0	0	
学会刊行物売上		50,000	50,000	
著者負担金	掲載料	0	0	
受取補助金	国、市区町村、民間団体からの補助金、助成金	0	0	
一般寄付金		0	0	
特別寄付金	用途が決まっている寄付金	0	0	
雑収入	普通預金利息	300	300	
★本部からの繰入金収入	本部からの支部費、活動助成金、選挙用通信費	471,750	476,000	
事業活動収入計		922,050	926,300	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
大会会場使用料	設営費、機器レンタル代等も含む	60,000	60,000	
大会消耗品	懇親会費、弁当代も含む	300,000	300,000	
大会印刷費	記録報告書作成費も含む	10,000	10,000	
大会通信運搬費	大会ホームページ関連費用も含む	50,000	50,000	
大会臨時雇賃金	託児サービス、アルバイト代、交通費も含む	100,000	100,000	
講演会等会場使用料	セミナー、シンポジウム等も含む	20,000	20,000	
講演会等講師謝金	講師への交通費も含む	50,000	33,411	
講演会等消耗品		20,000	20,000	
講演会等通信運搬費		0	0	
講演会等臨時雇賃金		0	0	
学会誌印刷費	出版物の印刷代	0	0	
学会誌通信費	出版物を送付する費用	0	0	
編集委員会費	出版物作成のための謝礼、原稿料等	0	0	
研究発表要旨集関連費用	※大会発表プログラム印刷費はこちら	100,000	100,000	
研究補助費		0	0	
表彰費	賞金、賞状作成費等	100,000	100,000	
関連学会費	他学会年会費等	0	0	
給料手当	事務関係のアルバイト代	0	0	
広報費	支部、部会のホームページ関連費用	0	0	
福利厚生費	(社会保険料)			
旅費交通費	会議の為に交通費等	150,000	200,000	
通信運搬費	切手代、電話代等	50,000	100,000	
備品費	10万円以上で耐用年数1年以上の物品	0	0	
消耗品費		20,000	20,000	
光熱水料費	事務所がある場合のみ	0	0	
雑費		50,000	0	
総会費	※総会とは役員改選、決算書類等の議決の場	0	0	
事務委託費	(会計士、司法書士事務所への支払い等)	0	0	
租税公課	(法人税、消費税、固定資産税等)			
地代	(地主さんへの地代)			
会議費	会議での茶菓子代	50,000	30,000	
支払負担金	振込手数料	0	0	
印刷費	コピー代等	0	0	
諸謝金	大会、講演会以外での謝金	0	0	
修繕費	事務所の修繕費	0	0	
減価償却費				
リース料	コピー機リース代	0	0	
事務所管理費				
② 管理費支出				
事業活動支出計		1,130,000	1,143,411	
事業活動収支差額		▲ 207,950	▲ 217,111	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入	基金(定期預金)を取り崩した際に計上			
2. 投資活動支出	※基金(定期預金)を積み立てた際に計上			
投資活動収支差額		0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	立替分がある場合			
2. 財務活動支出				
財務活動収支差額		0	0	
当期収支差額		▲ 207,950	▲ 217,111	
前期繰越収支差額		1,924,163	1,854,859	※27年度決算書の次期繰越金を記入
次期繰越収支差額		1,716,213	1,637,748	

第63回支部総会・研究発表会 収支予算書(案)
(平成28年度) 於：愛媛

科 目	平成28年度予算額	平成27年度予算額	備 考
I.収入			
1.財産運用収入	0	0	
受取利息	0	0	
2.参加費	75,000	75,000	大会参加費内訳
正会員	75,000	75,000	1,500円×50名
学生会員	0	0	300円×0名
非会員	0	0	2,000円×0名
3.要旨集頒布代	50,000	50,000	1,000円×50冊
4.補助金収入	430,000	430,000	
本部補助金	430,000	430,000	大会補助金
支部補助金	0	0	
5.寄付金収入	0	0	
一般寄付金収入	0	0	目的の決まっていない寄付金
特別寄付金収入	0	0	目的の決まった寄付金
6.懇親会参加費	255,000	240,000	8,500円×30名
7.弁当売上代金	40,000	40,000	800円×50名
8.雑収入	0	0	その他の収入
収入 計	850,000	835,000	
II.支出			
1.大会・研究発表会開催費	290,000	290,000	
会場費	0	60,000	
印刷代	20,000	10,000	要旨集以外の印刷代
臨時雇賃金	170,000	120,000	アルバイト代
通信運搬費	80,000	80,000	大会案内等送付料他
消耗品費	20,000	20,000	事務用品等
2.研究発表要旨集代	83,000	75,000	プログラム, 要旨集印刷代
3.講演会開催費	34,411	63,411	
講師謝礼	33,411	33,411	講師謝礼の源泉徴収税を含む
講師交通費	1,000	10,000	
会場費	0	20,000	
4.懇親会費	255,000	240,000	
5.弁当代金	60,000	40,000	
6.総会費	0	0	
7.会議費	20,000	20,000	
8.雑費	60,000	70,000	広報費, 業務委託料他
9.予備費	47,589	36,589	
支出 計	850,000	835,000	

2016 年 9 月 10 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部
支部長 今川真治 殿

2016 年度支部賞選考委員会委員
愛媛県常任幹事 岡本威明 (委員長)
岡山県常任幹事 山下美紀
高知県常任幹事 三浦要一

2016 年度支部賞選考結果報告書

2016 年度支部賞選考結果について、以下のとおり報告いたします。

- (1) 2016 年 7 月 31 日までに、2 件の推薦書が支部長に提出された。
- (2) 2016 年 8 月 18 日に支部長により、支部賞選考委員会が設置された。申し合わせにより、大会を担当する当該年度の開催県（愛媛）選出の常任幹事、次期開催県（岡山）及び次期開催県（高知）の常任幹事の順に 3 名が選出され、岡本威明が委員長をつとめた。
- (3) 委員会はメールによって審議した。2016 年 8 月 18 日に委員長から委員あてに支部賞選考についての審議を依頼するメールを送り、委員相互にメールによる意見交換を行った。
- (4) 本支部賞は、当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の 1 月号～12 月号における論文が対象であり、その筆頭著者が論文掲載時の 4 月 1 日の時点で「40 歳程度まで」であることを考慮し、候補者 2 名の受賞資格を審議した。選考の結果、委員全員の賛成により、候補者の齊藤佳子（さいとう・よしこ）氏を支部賞候補者として常任幹事会に推薦することを決定した。他方、もう 1 件の候補者については年齢に関する規定から判断して、このたびの受賞資格に該当することは難しいと判断し、推薦を見送る決定をした。

【所見】

齊藤佳子氏は、内規に定められた期間に日本家政学会誌に掲載されたノート（高知県における編物手芸学校の教育事情 一洋影編物専門学校とフヂ編物技芸学校を事例として一、日本家政学会誌、66 巻、9 号、457-469）の筆頭著者である。本論文では、1950 年代後半以降の編物流行期において、高知県で実践された編物手芸学校の設立状況が確認され、具体的な事例として、洋影編物専門学校とフヂ編物技芸学校を取り上げつつ詳細に教育概要を明らかにしたものであり、その知見・考察は今後の家政学の進歩・発展に寄与するものと判断される。よって、齊藤佳子氏は、将来が期待できる本支部所属の若手研究者として、支部賞を授賞するにふさわしいと認められる。

平成 28 年 7 月 25 日

一般社団法人 日本家政学会中国・四国支部
支 部 長 殿

中国・四国支部賞推薦書

ふりがな 候補者氏名	さいとう よしこ 齊 藤 佳 子 生年月日
所属・職名	香川短期大学・准教授
発表論文題目	題目：高知県における編物手芸学校の 教育事情—洋影編物専門学校とフヂ編 物技芸学校を事例 として— 著者名：齊藤佳子・田中陽子
発表年・号	2015 年・第 66 卷第 9 号
推薦者氏名・ 所属・連絡先	氏名：松 井 剛太  所属：香川大学 連絡先所在地： 〒760-8522 香川県高松市幸町 1-1 香川大学 Tel: 0 8 7 - 8 3 2 - 1 5 1 1 e-m :

旧

新

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部規約

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款を基にして定める。

(名称)

第 1 条 本支部は、一般社団法人日本家政学会中国・四国支部と称する。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第 4 条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
常任幹事	1 1 名
機関幹事	3 0 ～ 4 0 名
庶務幹事	1 ～ 2 名
会計幹事	1 ～ 2 名
監事	2 名

(役員を選出)

第 7 条 支部役員を選出は、次によって行う。

- (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。
- (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

(役員職務)

第 8 条 支部役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
- (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
- (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
- (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
- (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部規約 (案)

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款を基にして定める。

(名称)

第 1 条 本支部は、一般社団法人日本家政学会中国・四国支部と称する。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演会、講習会の開催
- (3) その他必要な事業

(会員)

第 4 条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
常任幹事	1 1 名
機関幹事	3 0 ～ 4 0 名
庶務幹事	1 ～ 2 名
会計幹事	1 ～ 2 名
監事	2 名

(役員を選出)

第 7 条 支部役員を選出は、次によって行う。

- (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。
- (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。
- (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

(役員職務)

第 8 条 支部役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
- (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
- (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
- (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
- (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

<p>(役員の任期) 第9条 1. 支部役員の任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員の就任時期は、本部役員の就任に準ずる。 2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(役員の解任) 第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(会議) 第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。 2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。</p> <p>(会計) 第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。 2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び予算) 第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。</p> <p>(規程の改正) 第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。</p> <p>附則 1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。 2. 改正 昭和59年 5月27日 平成11年10月 3日 平成16年10月 3日 平成22年10月10日 平成24年10月 7日 3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。</p>	<p>(役員の任期) 第9条 1. 支部役員の任期は、2年とし、機関幹事以外の同じ役職に継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員の就任時期は、本部役員の就任に準ずる。 2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(役員の解任) 第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(会議) 第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。 2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。</p> <p>(会計) 第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。 2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び予算) 第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。</p> <p>(規程の改正) 第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。</p> <p>附則 1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。 2. 改正 昭和59年 5月27日 平成11年10月 3日 平成16年10月 3日 平成22年10月10日 平成24年10月 7日 平成28年 9月17日 3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。</p>
---	--

旧

新

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部内規

1. 支部規約第 7 条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
 - (1) 常任幹事会は、本支部正会員（以下「支部正会員」とする。）の中から、支部長候補者 3 名以内を選出する。
 - (2) 常任幹事会は、本支部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」とする。）を構成して、支部正会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長 1 名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会（以下「総会」とする。）に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事

常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各 2 名、その他の県は 1 名ずつとする。
 - 3) 機関幹事

機関幹事は、原則として、支部正会員 2 名以上を有する機関において 1 名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事

庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事

監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事候補者の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して支部正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部内規（案）

1. 支部規約第 7 条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
 - (1) 常任幹事会は、本支部正会員（以下「支部正会員」とする。）の中から、支部長候補者 3 名以内を選出する。
 - (2) 常任幹事会は、本支部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」とする。）を構成して、支部正会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長 1 名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - (3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会（以下「総会」とする。）に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事

常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各 2 名、その他の県は 1 名ずつとする。
 - 3) 機関幹事

機関幹事は、原則として、支部正会員 2 名以上を有する機関において 1 名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事

庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事

監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事候補者の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、理事候補有資格者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して支部正会員の投票に基づいて、理事候補有資格者の中から規定数の理事候補者を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。

3. 代議員の選出は、次のとおりとする。
- 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、支部正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、代議員選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。
- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
 - 5) 代議員の任務は、総会および一般社団法人日本家政学会（以下「本部」とする）代議員総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。
 - 6) 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。
 - 7) 本内規の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日

3. 代議員の選出は、次のとおりとする。
- 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、規定数以上の代議員候補者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、支部正会員の中から代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
 - 3) 選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「代議員選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、代議員選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。
- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
 - 5) 代議員の任務は、総会および一般社団法人日本家政学会（以下「本部」とする）代議員総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。
 - 6) 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。
 - 7) 本内規の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日

<p>申し合わせ事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成 14 年 10 月 6 日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。 2. <u>理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を 2 期以上経験した者の中から選出する。</u> 3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。 4. <u>役員候補者は、就任時（6 月 1 日）の年齢が満 68 歳以下の者とする。</u> 5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。 6. 機関幹事は、新年度当初(4 月中)に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。 7. 常任幹事会は、通常年 1 回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。 8. 機関幹事会は、通常年 1 回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。 9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。 10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。 11. <u>常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。</u> 12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。 13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。 14. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。 <p>附則</p> <table> <tr> <td>施行</td> <td>昭和 57 年 5 月 23 日</td> </tr> <tr> <td>改定</td> <td>昭和 58 年 5 月 29 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和 61 年 10 月 12 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和 63 年 10 月 9 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 11 年 10 月 3 日</td> </tr> </table>	施行	昭和 57 年 5 月 23 日	改定	昭和 58 年 5 月 29 日		昭和 61 年 10 月 12 日		昭和 63 年 10 月 9 日		平成 11 年 10 月 3 日	<p>申し合わせ事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成 14 年 10 月 6 日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。 2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を 2 期以上経験した者の中から選出する。 ただし会長、副会長、監事経験者は除く。 3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。 4. 役員候補者は、就任年度当初（4 月 1 日）の年齢が満 65 歳以下の者とする。 5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。 6. 機関幹事は、新年度当初(4 月中)に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。 7. 常任幹事会は、通常年 1 回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。 8. 機関幹事会は、通常年 1 回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。 9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。 10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。 11. 常任幹事は、代議員及び監事、本部役員である会長、副会長及び理事と兼務することはできない。 12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を招集して議長となり、事後の支部運営について審議する。 13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。 14. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。 <p>附則</p> <table> <tr> <td>施行</td> <td>昭和 57 年 5 月 23 日</td> </tr> <tr> <td>改定</td> <td>昭和 58 年 5 月 29 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和 61 年 10 月 12 日</td> </tr> </table>	施行	昭和 57 年 5 月 23 日	改定	昭和 58 年 5 月 29 日		昭和 61 年 10 月 12 日
施行	昭和 57 年 5 月 23 日																
改定	昭和 58 年 5 月 29 日																
	昭和 61 年 10 月 12 日																
	昭和 63 年 10 月 9 日																
	平成 11 年 10 月 3 日																
施行	昭和 57 年 5 月 23 日																
改定	昭和 58 年 5 月 29 日																
	昭和 61 年 10 月 12 日																

平成 13 年 9 月 22 日
平成 14 年 10 月 6 日
平成 22 年 10 月 10 日
平成 24 年 10 月 7 日

昭和 63 年 10 月 9 日
平成 11 年 10 月 3 日
平成 13 年 9 月 22 日
平成 14 年 10 月 6 日
平成 22 年 10 月 10 日
平成 24 年 10 月 7 日
平成 28 年 9 月 17 日

旧

新

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ

1. 理事候補者の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第 5 条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの 1 名は支部内規第 1 条 1 で選出された支部長とする。

2. 選出の方法について

1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を 2 期以上経験した者を候補者として推薦する。

2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ (案)

1. 理事候補者の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第 5 条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの 1 名は支部内規第 1 条 1 で選出された支部長とする。

2. 選出の方法について

1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を 2 期以上経験した者を候補者として推薦する。**ただし会長、副会長、監事経験者は除く。**

2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行	昭和 57 年 5 月 23 日
改定	昭和 58 年 5 月 29 日
	昭和 61 年 10 月 12 日
	昭和 63 年 10 月 9 日
	平成 11 年 10 月 3 日
	平成 13 年 9 月 22 日
	平成 14 年 10 月 6 日
	平成 22 年 10 月 10 日
	平成 24 年 10 月 7 日
	平成 28 年 9 月 17 日

旧

新

<p>一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。 2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。 3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢は、40 歳程度までとする。 (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。 (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の 1 月号～12 月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。 4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。 5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。 (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の 7 月 31 日までに、支部長に提出する。 (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。 (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する。 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。 6. 選考委員会の委員は 3 名とし、常任幹事会で決定する。 7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。 (2) 委員長の選出は、互選による。 (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。 8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。 <p>附則</p> <p>施行 平成 15 年 10 月 5 日 改定 平成 24 年 10 月 7 日</p>	<p>一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規（案）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。 2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。 3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年齢は、40 歳程度までとする。ただし、候補者が大学院在学中に投稿した論文については前記年齢を問わない。 (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。 (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の 1 月号～12 月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。 4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。 5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。 (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の 7 月 31 日までに、支部長に提出する。 (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。 (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事会に報告する。 (5) 常任幹事会は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。 6. 選考委員会の委員は 3 名とし、常任幹事会で決定する。 7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。 (2) 委員長の選出は、互選による。 (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。 8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。 <p>附則</p> <p>施行 平成 15 年 10 月 5 日 改定 平成 24 年 10 月 7 日</p>
---	--

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に3名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの1件を対象とする。副賞は、報文3万円、ノート2万円、資料1万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。

附則

施行 平成15年10月5日
改定 平成24年10月7日

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に3名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの1件を対象とする。副賞は、報文3万円、ノート2万円、資料1万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。

附則

施行 平成15年10月5日
改定 平成24年10月7日
改定 平成28年9月17日

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 第六十三回総会 次第

一. 開会の辞

一. 支部長挨拶

一. 開催県挨拶

一. 議長選出

一. 議事

1 平成二十七年度事業報告(案)

2 平成二十七年度決算報告(案)

3 同監査報告

4 平成二十八年度事業計画(案)

5 平成二十八年度予算(案)

6 中国・四国支部規約の改正について

7 平成二十八・二十九年度常任幹事変更の承認について

8 平成二十九年度(第六十四回)支部総会・研究発表会の
開催について

9 その他

一. 次期開催県挨拶

一. 閉会の辞

資料12-1
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 総会・研究発表会担当機関一覧表

平成28年9月17日現在

回	年次	担当県	会 場	担当機関
発会式	昭29	広島	広島大	広島大
1	30	山口	山口女短大	山口女短大
2	30	高知	高知女大	高知女大・高知大
3	31	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
4	32	徳島	徳島大	徳島大
5	33	岡山	岡山大	岡山大
6	34	愛媛	愛媛大	愛媛大
7	35	広島	広島女大	広島女大・広島女学院大短大
8	36	鳥取	鳥取大	鳥取大
9	37	香川	香川大	香川大
10	38	山口	山口大	山口大・山口女短大・宇部短大
11	39	高知	高知女大	高知女大
12	40	岡山	ノートルダム清心女大	ノートルダム清心女大・他5大学
13	41	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
14	42	徳島	徳島女大・四国女大	徳島女大・四国女大・徳島大
15	43	広島	広島文化女短大	広島文化女短大
16	44	愛媛	松山東雲短大	松山東雲短大
17	45	山口	宇部短大	宇部短大・山口大・山口女短大
18	46	岡山	美作女大	美作女大
19	47	香川	香川県明善短大	香川県明善短大 他
20	48	広島	広島女学院大短大	広島女学院大短大・大下学園女短大・比治山女短大
21	49	広島	広島大教育(福山)	広島大教育(福山)
22	50	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
23	51	鳥取	鳥取市福祉文化会館	鳥取大・鳥取女短大
24	52	岡山	岡山大	岡山大
25	53	徳島	徳島県郷土文化会館	四国女大・徳島大・徳島文理大
26	54	広島	広島大学学校教育	広島大学学校教育・鈴峯女短大
27	55	愛媛	聖カトリック女短大	聖カトリック女短大・愛媛大・松山東雲短大・今治明德短大
28	56	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
29	57	山口	山口女大	山口女大・山口大・宇部短大
30	58	香川	上戸学園女短大	上戸学園女短大・香川大・香川県明善短大・香川短大
31	59	岡山	中国短大	岡山県下全大学(30周年記念)
32	60	広島	安田女短大	安田女短大・文教女大短大・山陽女短大
33	61	高知	高知女大	高知女大・高知学園短大・高知大
34	62	鳥取	鳥取大	鳥取大・鳥取女短大
35	63	愛媛	愛媛大	愛媛大・松山東雲短大・聖カトリック女短大・今治明德短大
36	平1	岡山	岡山女短大	岡山女短大・神戸女大瀬戸短大・山陽学園短大
37	2	徳島	徳島県郷土文化会館	徳島大・四国女大・徳島文理大・鳴門教育大
38	3	広島	福山市立女短大	福山市立女短大
39	4	山口	山口大	山口大
40	5	岡山	就実短大	就実短大

総会・研究発表会担当機関一覧(続き)

回	年次	担当県	会 場	担当機関
41	6	香川	香川短大	香川大教, 農・香川短大・香川県明善短大・瀬戸内短大
42	7	島根	島根県立女短大	島根県立女短大・島根大
43	8	愛媛	松山東雲女大・短大	松山東雲女大短大・今治明德短大・愛媛大・聖カトリック女短大
44	9	広島	広島大	広島大教育・広島大学校教育
45	10	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
46	11	徳島	徳島文理大・四国大	徳島大・徳島文理大・四国大
47	12	岡山	山陽学園短大	山陽学園短大
48	13	山口	宇部短大	宇部短大
49	14	鳥取	鳥取短大	鳥取短大・鳥取大
50	15	広島	県立広島女子大	県立広島女子大
51	16	香川	香川大学教育学部	香川大学農学部
52	17	愛媛	聖カタリナ大学	愛媛大・聖カトリック大短大部・松山東雲大・松山東雲短大
53	18	岡山	岡山大	岡山大・ノートルダム清心女子大・美作大・同短期大学部
54	19	島根	松江テルサ	島根県立大短大・島根大
55	20	広島	安田女子大学	安田女子大学・比治山大学短期大学部
56	21	高知	高知会館	高知女子大学・高知大学・高知学園短期大学
57	22	山口	山口県立大学	山口県立大学・山口大学・宇部フロンティア大学短期大学部
58	23	徳島	鳴門教育大学	鳴門教育大学・四国大学・徳島文理大学
59	24	岡山	岡山県立大学	岡山県立大学・くらしき作陽大学・岡山学院大学
60	25	香川	香川大学教育学部	香川大学教育学部・香川短期大学
61	26	広島	広島女学院大学	広島女学院大学
62	27	鳥取・島根	鳥取短期大学・鳥取看護大学	鳥取短期大学・島根県立大学短期大学部・島根大学
63	28	愛媛・香川	愛媛大学	愛媛大・松山東雲女子大・松山東雲短大・香川大・香川短大
64	29	岡山	美作大学	
65	30	高知		
66	31	広島		
67	32			
68	33			

資料 12-3
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

支部総会・研究発表会担当県の割当方式

昭和59年4月1日

県名	会員大学数	担当頻度
広島	12	6年間に1回担当
岡山	10	〃
山口	5	9年間に1回担当
香川	4	〃
愛媛	4	〃
徳島	3	12年間に1回担当
高知	3	〃
鳥取	2	14年間に1回担当
島根	2	〃
計	45	

この方式によれば、42年間に41回担当県を決めることができる。

平成26以降の事務局案

県名	会員大学数	担当頻度
広島	10	5年間に1回担当
岡山	10	〃
山口	3	10年間に1回担当
香川	2	7年間に1回担当
愛媛	2	
徳島	3	10年間に1回担当
高知	3	〃
鳥取	1	〃
島根	2	
計	36	

平成27年8月29日常任幹事会承認

平成27年9月19日機関幹事会承認

平成28年度(平成28年9月17日現在)

県名	会員大学数	機関所属正会員数	担当頻度
広島	12	52	5年間に1回担当
岡山	10	34	〃
山口	3	10	10年間に1回担当
香川	2	10	7年間に1回担当
愛媛	2	9	
徳島	3	25	10年間に1回担当
高知	2	7	〃
鳥取	2	8	〃
島根	2	6	
計	38	161	

一般社団法人日本家政学会中国・四国支部 総会・研究発表会担当県案(平成28年度事務局案)

平成28年9月17日現在

	回		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	
	機関数	年度	直前回	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
広島	12	1/5	61		○					○					○					○					○										
岡山	10	1/5	59					○						○				○						○					○						○
香川・愛媛	2+2=4	1/7	60			香	愛								香			愛						○										○	
鳥取・島根	2+2=4	1/10	62	鳥						鳥																	○								
山口	3	1/10	57									○										○												○	
徳島	3	1/10	58										○																					○	
高知	2	1/10	56											○							○													○	
	38	33/35																																	

平成27年8月29日常任幹事会承認

平成27年9月19日機関幹事会承認

資料12-4
H28年度常任幹事会
H28年9月17日(土)

参考資料
H28年度常任幹事会
H28年9月17日（土）

歴代支部長（顧問）名簿

	氏名	支部長在任年度	住所
初代	(故) 岡上 誠子	昭和29～35	
2代	(故) 溝上 泰子	昭和36～39	
3代	(故) 筒井まさを	昭和40～41	
4代	(故) 大坪 サキ	昭和42～44	
5代	(故) 野口二三子	昭和45～47	
6代	(故) 吉岡 清子	昭和48～49	
7代	(故) 瀬之口スミ	昭和50～55	
8代	(故) 小野 謙二	昭和55～60	
9代	(故) 山田 都一	昭和61～平成元	
10代	佐藤 孜郎	平成2～5	
11代	田村 咲江	平成6～9	〒732-0014 広島市東区戸坂大上1-3-37
12代	杉原 黎子	平成10～13	〒720-0092 福山市山手町1-9-27
13代	石川 行弘	平成14～17	〒689-0202 鳥取市美萩野2-36
14代	岩重 博文	平成18～19	〒740-0018 岩国市麻里布町1丁目2番10-704
15代	平田 道憲	平成20～23	〒731-5136 広島市佐伯区楽々園5-12-20-403
16代	河田 哲典	平成24～27	〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1 岡山大学大学院教育学研究科
17代 現支部長	今川 真治	平成28～	〒739-8524 東広島市鏡山1-1-1 広島大学大学院教育学研究科